

協同組合とは何か、協同組合の取り組み

生活協同組合の現状と課題

安部 芳晴(山形県生活協同組合連合会 常務理事)

はじめに

山形県生協連の安部から今回のスピーチで、大きく3つのパートに分けて生活協同組合を説明します。第一に生活協同組合の歴史と理念を簡単に振り返ります。第二に、今の私たちの経済状況を簡単に振り返って、そのなかで生協はどういうことを行っているのか、どういことを生協に出資して組合員になっている方のために行っているのか。第三に、今後の生協の課題をまとめます。

第1節 協同組合の歴史と理念

1-1 協同組合の歴史振り返り

一昨年の暮れ、「協同組合の理念と実践」が、国連の機関ユネスコの世界遺産に登録されました。この理念と実践が、どういう形で誕生したのかということを中心に振り返っていきます。

19世紀、イギリスで産業革命が起こりました。同時に、工場で働く労働者の労働条件が劣悪になり、経済的にも貧しい状況に追い込まれました。当然ながら生活が大変苦しいなかで、なんとかして自分たちの生活を守りたいという労働者達の要求から出てきたものの一つが協同組合です。協同組合の理念については、啓蒙思想家ロバート・オウエンを中心にして組み立てられました。そして所々で協同組合が設立されました。しかしながら、長続きしませんでした。理由は、理想は非常に高いのですが、お店の運営や工場の運営が経営的に成り立たなかったということがあげられます。そうしたなかで、「ロッヂデール公正開拓者組合」という協同組合が、今に続く生協や他の協同組合の原型になっています。彼らは協同組合の運営のため、7つの原則を定めています。1つが購買高による剰余金の分配。これは事業活動の結果、黒字が出た場合、これを組合員で分配をするという仕組みにしました。2つ目は販売する商品の品質の純良。当時、小麦粉に石灰を混ぜて売るとか、労働者をだますような商品を扱っているところも多かったので、自分たちで売の商品については、ちゃんとした商品売ろうということです。3つ目は商品の現金販売。当時一般的だった労働者のツケ買いをさせない。当時の労働者は給料から家賃等を払うと手元に現金が残らない。そのため生活必需品をツケで買っていた。次に給料が払われても、ツケに払ってまた何も無いという生活を止めさせるためです。4つ目は、値引き販売をしないで市価で売る。5つ目は組合管理のなかで組合員は平等の原則。6つ目は宗教的な中立の原則ということで決めております。最後7つ目は、教育の推進。自分たちで設立した協同組合の経営状況や、経済のこと、世の中の様々な問題等を学ぶ原則づくりしました。この原則が世界中に広まっていきました。1895年、ロンドンで世界の国際協同組合同盟(ICA)が設立されています。

1-2 日本への伝播と戦前の協同組合

日本には協同組合がどう伝わったか。明治に入って10年目経過したあたりに、イギリスの協同組合の活動が「協力商店」と名称で紹介されています。ロッヂデールのお店を「協力商店」としております。これに啓発されて、翌年あたりから東京共立商会、共益社、大阪共立商会が設立されていきます。日清戦争後、日本の産業が織物産業中心から重工業に移って、そこで働く労働者が協同組合を設立する等、全国に広がっていきます。その後、大正デモクラシーで、さらに協同組合は広がっていきます。市民型消費組合とか、職域型消費組合とよばれたこれらの協同組合は、太平洋戦争の時に全部事業活動ができなくなってしまいます。太平洋戦争中に解散に追い込まれてしまったということです。理由は、戦時の物資統制がなされたためです。商品を自由に売買できない。国の管轄下に置かれてしまったということが大きな原因でした。

1-3 戦後の生協運動

戦後の生協運動について述べます。太平洋戦争後、1946年、1947年と、町内会生協が全国で6,503組合できました。なぜこれほどの生協が短期間に設立されたか。これもまた政府の政策に関係します。第二次世界大戦が終わって、戦後すぐ物資がひどく不足する時代でした。「消費者はお金を出せば生活必需品は買える」という状況ではありませんでした。ですから消費者は、町内会で生協を、労働者は労働組合を中心に勤労者生協を

設立しました。自分たちで配給物資などを仕分けて配達、販売しました。ただ、これらの生協は10年も経たないうちに多くは解散してしまいます。経営的に成り立たなかったということです。理由は、勤労者生協は、労働組合に加入する方がそのまま生協の組合員になる仕組みだったことから、「自分たちで設立した生協を利用する意識」が非常に希薄でした。自分たちでつくっている生協のお店を、利用し、改善していこうという意識が、非常に希薄でした。そのため経営的に成り立たなかった。その結果、ほとんどが解散してしまいました。

1960年代に入り、解散しないで残った勤労者生協や大学生協の先輩達が、地域の生協設立運動を始めます。地域生協の対象の多くは家庭の主婦層です。生協に出資して、組合員になり、食品や日用品を利用していた。それだけではなくて、有害な添加物、公害の問題、自分たちが利用しているコープ商品について学習を行っていました。

この具体的な事例として、鶴岡生協を見てみます。山形県鶴岡市に設立された生協で、基になったのは勤労者生協でした。生協運営の中で様々な運動を取り組みました。新聞値上げ反対運動、ベトナム戦争反対運動、市営牛乳廃止反対運動、小児マヒの問題等、こうした消費者運動は、別に生協の役員、生協で働く人たちが中心に行ったのではなくて、支えたのは組合員です。特に鶴岡生協では、「班」が重要な役割を發揮しました。「班」は家庭の主婦が10人から15人ぐらい集まって組織し、商品は共同購入を行いました。「班」では代表を決め共同購入の商品仕訳や集金も分担して自分たちで行い、生協に納めるという方法を取りました。この「班」では共同購入の商品を仕分けするだけではなく、定例で班会を開催していました。そこで生協の経営の状況の説明、鶴岡生協が今どうなっているのか、あるいは商品の学習会、社会問題の学習を行いました。

1-4 消費者が原告で戦った「灯油裁判」

この「班」を中心にした鶴岡生協の取り組みのなかで画期的だったのが、「灯油裁判」です。1970年代に、オイルショックが起きました。中東情勢が不安定になって、石油が日本に入ってくなくなるというダイレクトな報道がされたために、石油や石油製品の不足感が煽られ、日本全国でパニックが起きました。当然のことながら東北・北海道は暖房に欠かせない灯油の売り惜しみと値上がりが起きました。実は石油元売りは、当時は十何社あったのですが、価格カルテルを結んでいたのです。このカルテルの事実を鶴岡生協の組合員たちが見つけ、組合員が原告になって、消費者が受けた被害を賠償させるため、元売りに対して損害賠償の裁判を起こしたというのが「灯油裁判」です。結局は、最高裁まで争ったのですが、敗訴しました。ただ、それから9年後、1998年に民事訴訟法が改正されました。そこに裁判所は損害額を認定することができるという条文が加わりました。ですから、敗訴になったけれど、民事訴訟法の条文が変わっていったという非常に画期的な裁判だったわけです。

1-5 三位一体の組織原則

生協が組織として存続し、組合員が生き活きと活動できる生協運営の共通点は、協同組合の理念と原則が貫かれた組織であるといえます。人々の自治的な組織であり、自発的に手を結び、強制されていない、利用するために生協に入る。これが生協と普通の株式会社の違いです。まず、株式会社は、株主がお金を出してその会社の株を買って投資する。ただ株主がその会社を利用するかどうかはあまり関係ない。株式会社の運営も通常は株主がそのまま運営するのではなくて、プロの経営者を株主総会で選んで、経営しているわけです。生協の場合は、出資も利用も運営も組合員が行います。運営は、組合員の代表を選んで年1回総代会で決算、予算、運営方針を決定し、組合員の中から理事、監事を選んで運営をしています。出資者、利用者、運営者が一緒である、三位一体である原則です。そしてなによりも経営的にも成り立つことが重要です。これらの原則が貫かれた生協が今に残っていると思います。

第2節 現在の生協の理念と実践

生協が、今日の問題になっている社会の格差解消や少子高齢化対策のためにどのような取り組みを具体的にしていることを説明します。

①移動販売

トラックに商品を積んで、山間地域に毎週巡回。高齢者の方、あるいは地域の方に利用されている。

②御用聞き、個人配送

今はほとんどが共稼ぎとか1人暮らしの方が増えたということがあって、個人の方に同じようなこのトラックに注文いただいた商品を積んで配送している。今のところ、経営的には厳しい。

③ 1人暮らしの方のための夕食宅配事業、フードバンク、個別の安否確認

夕食宅配事業には見守り活動もふくまれています。今のところ、これも経営的に厳しい。

④ 子育て支援。

生活協同組合共立社が行っているキッチンシリーズ等で子どもと親への食育活動支援を行っている。

⑤ たすけあいの会の活動。

高齢者の家事手伝い、除雪などを、手伝える人が会員登録をして、要求に合わせて生協が事務局となり手伝える方に協力依頼をしている。

⑥ 高齢者のグループホームの運営。病院の運営等

医療や介護を行っています。

⑦ 平和のための活動。

広島に組合員の代表を派遣して、派遣のための旅費を組合員から募金を集める。被爆者国際署名も県内の19の団体と一緒に署名活動を街頭行っている。

⑧ ユニセフ募金活動（街頭募金の呼びかけやお年玉募金活動）

⑨ 東日本大震災の被災者支援

第3節 生協のこれからの課題・いつまでも住み続けられるまちづくりを目指して

これからの地域社会の問題や課題を考えたとき、生協もしくは生協間だけの連帯では解決できなくなっています。たとえば地域見守りに対しては、山形県と生活協同組合共立社、生活クラブやまがたが締結して見守り活動実施の協定を締結しています。

また、地域の協同組合や諸団体と協定を結んで、自給圏構想の実現にむけた取り組みがあります。さらに、緊急時、災害時の支援も行政の要請に応じて取り組んでいます。2年前の熊本地震の際にも、日本生活協同組合が中心に全国の生協から、緊急募金とか物資を支援しました。

こうしてみると、生協が抱える課題は生協だけでは対応しきれないものになっています。地域が一体となり、生協と他の協同組合、自治体、自治会や諸団体と協力する必要があるということです。

この典型的な例として、スペインのバスク地方にあるモンドラゴン協同組合群のビデオをみていただき、スピーチを終了いたします。ありがとうございました。

以上